

陳 情 文 書 表

令3陳情第19号		令和3年11月10日受理
件 名	後期高齢者医療保険の窓口負担を2割に引き上げる改正法の実施の中止を求める国への意見書提出を求める陳情書	
陳 情 者	秦野市北矢名666-234 全日本年金者組合神奈川県本部 秦野支部委員長 奥田 勲	
陳 情 の 要 旨		
<p>2021年6月4日、参議院本会議において、75歳以上の医療費窓口負担2割化などを内容とする全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が可決されました。神奈川県社会保障推進協議会は神奈川県内で窓口負担2割化の実施を中止するよう求める12万5000筆の署名を集約し、12人の地元国会議員に紹介議員になっていただき国会に提出しました。このコロナ禍において、受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者に必要な受診の機会を奪う法案を可決させたことを非常に残念に思っています。</p> <p>成立した法律には、以下に示す極めて深刻な問題があることが審議の過程で明らかになりました。</p> <p>(1) 2割化による受診控えで医療給付費を1050億円も削減できるとして</p> <p style="padding-left: 2em;">いるにもかかわらず、政府は受診控え、健康悪化につながることを認めていないこと。</p> <p>(2) 法律に2割負担の対象者が書かれておらず、政令で決めているこ</p> <p style="padding-left: 2em;">とから、国会審議なしに基準が変更できること。</p> <p>(3) 政府は、年収200万円以上の世帯の収入差を「年12万円の黒字」と解説したが、サンプル数が123世帯とその根拠が希薄なこと。</p> <p>(4) 昨年12月に出された全世代型社会保障検討会議の全世代型社会保障改革の方針では、「現役世代の負担上昇を抑える」としているが、本人負担の軽減は僅か月平均30円(2022年度)程度であること。</p> <p>このように国会審議を通じて、75歳以上の医療費窓口負担2割化に対す</p>		

る根拠が希薄であり、被害・影響について十分な検証がなされていないということが明白になりました。2割化の対象は、課税所得が28万円以上及び年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の人で、全国で約370万人、後期高齢者全体の23%とされていますが、神奈川県後期高齢者医療広域連合の資料では、県内で約34万8000人、後期高齢者全体の30%であり、3割負担の人を含めると実に41%に上ります。神奈川県民主医療機関連合会が実施した75歳以上の高齢者に対する調査では、窓口負担が1割から2割になったら「通院回数を減らす」、「受診科の数を減らす」、「薬の飲み方を自分で調整する」など、約3割の方が何らかの受診抑制を考えています。

2割化の実施は、来年10月以降とされており、以上のように影響、被害が甚大と見られることから、次の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情するものです。

陳情事項

- 1 高齢者の命・健康・人権を脅かす後期高齢者医療保険の窓口負担を2割に引き上げる改正法の実施を中止すること